旧日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る第2回精算払について

平成26年10月2日 預金保険機構

預金保険機構は、日本振興清算株式会社(旧商号:日本振興銀行株式会社、以下「日本振興清算」といいます。)の預金等債権の買取りに係る第2回精算払について、以下のとおり行うこととしました。

1. 概要

日本振興清算の破綻後、預金保険機構は、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、預金者の皆様からのご請求に基づき、預金保険機構が定めた概算払率(25%)を乗じた金額(概算払額)をお支払いし(概算払)、買取りを行いました(買取期間:平成22年12月13日~23年3月31日)。

預金保険機構は、日本振興清算の再生手続の下で、買取った預金債権に係る弁済金を同 社から受け取った場合には、速やかに当該弁済金と概算払額との差額を基に追加的な支払 額を算出し、概算払を受けた皆様にお支払いすることとしています(精算払)。

預金保険機構は、第1回弁済(弁済率39%)により平成24年4月2日に受け取った弁済金を基に、第1回の精算払を実施しました。

日本振興清算は、再生計画に基づく中間弁済(弁済率 19%)を平成 26 年 9 月 30 日以降、 実施しております。これに伴い預金保険機構は、買取った預金債権に係る弁済金を平成 26 年 9 月 30 日に受取ったことから、概算払を受けた皆様に第 2 回精算払を行うものです。

2. 第2回精算払の内容

(1)支払額

18.5 億円

(2) スケジュール

今後、対象となる皆様には、預金保険機構から速やかに精算払請求の手続に必要な 書類を送付します。

預金保険機構は、対象の皆様から精算払請求書等の必要書類の郵送を受けた後、可 及的速やかに指定された振込先口座に精算払の支払額を振り込みます。(振込手数料は 預金保険機構が負担します。)

支払期間は平成 26 年 10 月 6 日~27 年 1 月 16 日までですので、対象の皆様は、その期間内に必要書類を預金保険機構に郵送してください。

なお、日本振興清算が、今後、さらに弁済金の支払を行う場合には、別途その旨を ご通知します。